

令和6(2024)年度 県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6(2024)年度 県政広報紙デジタルマーケティング活用PR業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年3月31日まで

3 契約金額の上限

委託費は、3,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。なお、委託費の支払いは事業完了検査後の精算払いとする。

4 事業の背景

県政広報紙「とちぎ県民だより」は、新聞折込により各家庭に配布しているが、人口減少とともに新聞購読率の低下が進んだ結果、ピーク時で9割を超えていた世帯到達率(県内世帯数における折込部数の割合)が、現在では6割を切っている。

新聞折込の減少を補うため、県はこれまで、市町、包括連携協定企業、県有施設等に配架するほか、道の駅や一部のコンビニエンスストアなど、県民の利用頻度が高い施設への配架を進めてきた。また、本紙のデザインを委託して読みやすい紙面作りに取り組むほか、SNSによる情報発信及び本紙をウェブ版化するなど、新たな読者層の開拓も行ってきたところである。

5 事業の目的

今後も新聞購読の減少が進み、近い将来、世帯到達率が5割を割り込むことが想定されると同時にデジタルによる情報収集が一般的になり、紙媒体に頼ったままでは、広報紙の認知度が急速に低下するおそれがある。

そこで、デジタルマーケティングを活用した県民だより等広報紙の広告をターゲットに向けてより効果的に実施することにより、広報紙の認知度の向上及び県ホームページへの誘導と閲覧につなげ、もって、県民の県政への関心と理解を深めるとともに施策等への主体的な参画を促す。

6 本事業のターゲット及び広告配信実施時期

本事業のターゲット及び広告配信実施時期は次のとおりとする。ただし、ターゲットに対して広告を配信した結果、ターゲットの分類や比重、実施時期の具体的な配信設定について、本事業の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに栃木県に対して助言及び提案を行い、ターゲット及び配信時期の見直しについて協議の上で決定するものとする。

(1) ターゲット

ア 県政広報紙「とちぎ県民だより」

県内在住の25歳～49歳の男女

・メインターゲット：県内在住の30～49歳の男女

- ・サブターゲット : 県内在住の 25～29 歳の男女
- イ 県外向け広報紙「ふるさと“とちぎ”だより」
県外在住の 25 歳～49 歳の男女
 - ・メインターゲット : 本県に興味を持つ県外在住の 30～49 歳の男女 (主に子育て世代)
 - ・サブターゲット : 本県に興味を持つ県外在住の 25～29 歳の男女

(2) 広告配信実施時期

- ア 県政広報紙「とちぎ県民だより」
5 月～3 月までの各号発行日 (原則、毎月第一日曜日) から 2 週間程度
- イ 県外向け広報紙「ふるさと“とちぎ”だより」
各号発行日 (6 月末(予定)、10 月末(予定)) から 1 カ月程度

7 業務内容

(1) 広告運用計画の作成

- ア 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込む内容】

- (ア) 本事業のターゲット設定
 - (イ) 委託期間を通じた広告の運用方針 (委託期間中の広告運用スケジュールを含む)
 - ※ 狙うターゲットと起こしたい態度変容・目的などを盛り込むこと。
 - ※ その他、広告の運用方法 (目標設定やリマーケティングリストの活用) や広告配信時期を含めた運用スケジュールなどを盛り込むこと。
 - (ウ) 広告バナーの作成方針
 - (エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法
 - (オ) 目標設定 (後述: 7 (3) 参照)
 - (カ) その他必要な事項
- イ 作成した「広告運用計画」の承認を得ようとするときは、県への原則対面による説明会を栃木県総合政策部広報課にて 1 回以上開催すること。

(2) CV を目的とした広告配信と広告バナー

広告運用計画で定めたターゲットに向けて、ユーザーの属性やウェブサイトの閲覧履歴等に基づき、CV (コンバージョン) 獲得を目的とした、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告 (以下、「ディスプレイ広告」という。) を配信すること。

なお、CV は「ランディングページ (以下、「LP」という。) 内での広報紙記事へのリンククリック数」とする。

ア ディスプレイ広告

- (ア) 広告配信
 - a 広告を掲出するプラットフォームは「Google Display Network (GDN)」とし、事業効果の最大化を図るよう広告配信すること。

ただし、広告を配信した結果、想定とは異なる配信結果となり、プラットフォームを変更又は配信を停止することが効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、プラットフォームの見直し等について協議するものとする。

- b 広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。
 - (イ) ターゲットに応じた広告バナーの制作
 - a ディスプレイ広告に掲出する画像（以下、「クリエイティブ」という。）は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向や素材及びコピー等が異なるものを委託期間中に複数パターン作成（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）し、配信すること。また、広告を配信するデジタルデバイスの選択と合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのことを必要に応じて作成すること。
 - b クリエイティブは、広報紙が発行されるタイミング、ターゲティング見直しのタイミング等を踏まえ、順次作成すること。
 - c 受託者は、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、A/Bテストの手法を取り入れ、USP（Unique Selling Proposition）の見極め及びクリエイティブの質の向上を図ること。
 - d クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、受託者が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、県が提供する。
 - (ウ) ディスプレイ広告からの誘導先
 - LPについては、原則として、栃木県（公式）ホームページ内の以下のページとする。
 - ・「とちぎ県民だより」ページ
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouhoushi/tayoritop.html>
 - ・「ふるさと“とちぎ”だより」ページ
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/kouhoushi/hurusato/index.html>
- ただし、ディスプレイ広告の内容等によって当該ページの下層ページをLPとする場合は、その旨提案すること。
- イ その他
 - (ア) 広告掲載料については、広告掲出期間中の消化金額に偏りが発生しないよう、契約期間中は均等に運用すること。
 - (イ) 広告価値を毀損させる「ビューアビリティ」、「アドフラウド」、「ブランドセーフティ」等については、確実な対策を実施した上で、広告配信開始前にその内容を県に説明すること。

(3) 目標設定（KPI等）

- ア 広告経由のCV地点である「LP内での広報紙記事へのリンククリック数」をKPIと

して設定し、提案すること。

イ KPIを達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(4) 配信結果等の分析・効果測定及び結果報告

ア 本業務により配信する広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV数、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率、クリック後の行動等）等を分析しながら、報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法等の改善策を栃木県と協議の上実施すること。

イ 広告配信開始1週間程度を目安にミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として栃木県総合政策部広報課にて実施すること。

ウ 「県民だより」「ふるさと“とちぎ”だより」等の関連キーワードでの検索数を把握し、報告すること（Google Search Consoleから計測すること）

エ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、栃木県に報告すること。

オ 事業完了後に、広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

8 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

ア 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

イ 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

(2) 権利等

ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て栃木県に移転すること。

イ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ウ 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は県に帰属するよう整理すること。なお、本業務のクリエイティブを県が自ら利用するために必要な範囲において、随時利用できるものとし、県は変形、改変、その他の修正をできるものとする。

エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

オ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

(3) その他

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

- イ 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。
- ウ 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- エ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- オ 県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- カ 各業務に係るアポイントメント、調整、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- キ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。
- ク 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

9 成果品

(1) 提出物

- ア 実績報告書（A4判）及びそれを収めた電子データ（PDF形式）
- イ 制作したクリエイティブを収めた電子データ（JPEG等の画像形式等）

(2) 提出場所

栃木県総合政策部広報課広報担当

(3) 提出期限

令和7（2025）年3月31日

10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 「7 業務内容（1）広告運用計画の作成」の広告運用計画
- イ 総括責任者通知書
- ウ その他、栃木県が必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 業務完了届
- イ 「7 業務内容（4）配信結果等の分析・効果測定及び結果報告」の分析結果報告書
- ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは県と受託者

が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注 1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

別記

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に通報すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。